

別府市観光・産業部観光課指定管理候補者選定委員会設置要綱

制定 令和4年8月10日

別府市告示第359号

(設置)

第1条 別府市観光・産業部観光課が所管する公の施設について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）の選定を公平かつ適正に行うため、別府市観光・産業部観光課指定管理候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 委員会は、市長の求めに応じ、次に掲げる事項を協議し、市長に報告するものとする。

- (1) 候補者の選定の基準及び方法に関する事項
- (2) 候補者の選定に関する事項
- (3) その他候補者の選定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以上7人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。ただし、外部の有識者数が委員全体の過半数を占めるものとする。

- (1) 観光・産業部に属する事務を担当する副市長
- (2) 外部の有識者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年以内で市長が定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、正当な理由がなく委員会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。職を退いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長2人以内を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長（副委員長が2人のときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長）が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じ招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

4 会議は、原則公開とする。ただし、委員会が別府市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年別府市条例第4号）第2条の規定による申請をしたものに対し実施する個別ヒアリング及び候補者を選定するための協議は、非公開とする。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、別府市観光・産業部観光課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則（令和4年8月10日別府市告示第359号）

この要綱は、告示の日から施行する。